

不妊治療支援検討会中間報告提言骨子

不妊治療支援検討会において、兵庫県で安心して不妊治療を受けられる体制整備を推進するため課題を明らかにし、解決に向けた方策を検討しましたので、以下のとおり報告します。

記

- 1 令和4年4月に生殖補助医療が保険適用されたが、一部は保険適用外であり依然として医療費の負担が大きいため、受診者に対し、経済的な支援を行うこと。
- 2 兵庫県では、生殖補助医療実施機関の約9割が神戸・阪神地域にあるため、受診にかかる負担に地域間格差が生じる課題への支援を図ること。
- 3 不妊治療と仕事を両立できるよう、休暇制度の充実、管理職や同僚の理解の促進等、職場内の環境づくりを推進すること。
- 4 不妊治療による当事者のメンタルヘルスケアを推進するため、相談・支援の充実を図ること。
- 5 若い世代が、妊娠・出産を含む健康づくりについて理解し将来設計を選択できるよう、プレコンセプションケアを推進すること。
- 6 兵庫県で安心して不妊治療を受けられる体制整備を継続的に推進するための枠組を講じること。
- 7 今後も継続して検討すべき課題
 - ・現在、生殖補助医療実施機関がない圏域においても、生殖補助医療に取り組もうとする医療機関への支援策を引き続き検討すること。
 - ・不妊治療と仕事の両立ができるよう、生殖補助医療実施機関の診療時間帯拡充に向けた支援を検討すること。
 - ・今後の国の動向を踏まえながら、女性の多様な生き方を支援するための卵子凍結について検討すること。

令和6年1月24日

兵庫県知事 齋藤 元彦 様

令和5年度不妊治療支援検討会会長
柴原 浩章

提言内容(一部要約)

- ①依然として医療費の負担が大きいいため、受診者に対し、経済的な支援を行うこと。
- ②受診にかかる負担に地域間格差が生じる課題への支援を図ること。
- ③不妊治療と仕事を両立できるよう、管理職や同僚の理解の促進等、職場内の環境づくりを推進すること。
- ④不妊治療による当事者のメンタルヘルスケアを推進するため、相談・支援の充実を図ること。
- ⑤若い世代が、健康づくりについて理解し将来設計を選択できるよう、プレコンセプションケアを推進すること。
- ⑥兵庫県で安心して不妊治療を受けられる体制整備を継続的に推進するための枠組を講じること。
- ⑦今後も継続して検討すべき課題
 - ・生殖補助医療実施機関がない圏域における、生殖補助医療に取り組もうとする医療機関への支援策
 - ・不妊治療と仕事の両立ができるよう、生殖補助医療実施機関の診療時間帯拡充に向けた支援
 - ・今後の国の動向を踏まえながら、女性の多様な生き方を支援するための卵子凍結

対応状況・方針

不妊治療にかかる「先進医療費」助成事業の実施【R6～】

先進医療にかかる「通院交通費」助成事業の実施【R6～】

企業向けアンケートの実施【R6】
企業向けセミナーでの啓発【R6】

不妊・不育／男性不妊専門相談の実施
不妊治療応援サイトの開設【R5～】

Z世代へのプレコンセプションケア事業の実施【R6～】

不妊対策特化条例の制定【R6】

資料4-1別紙参照

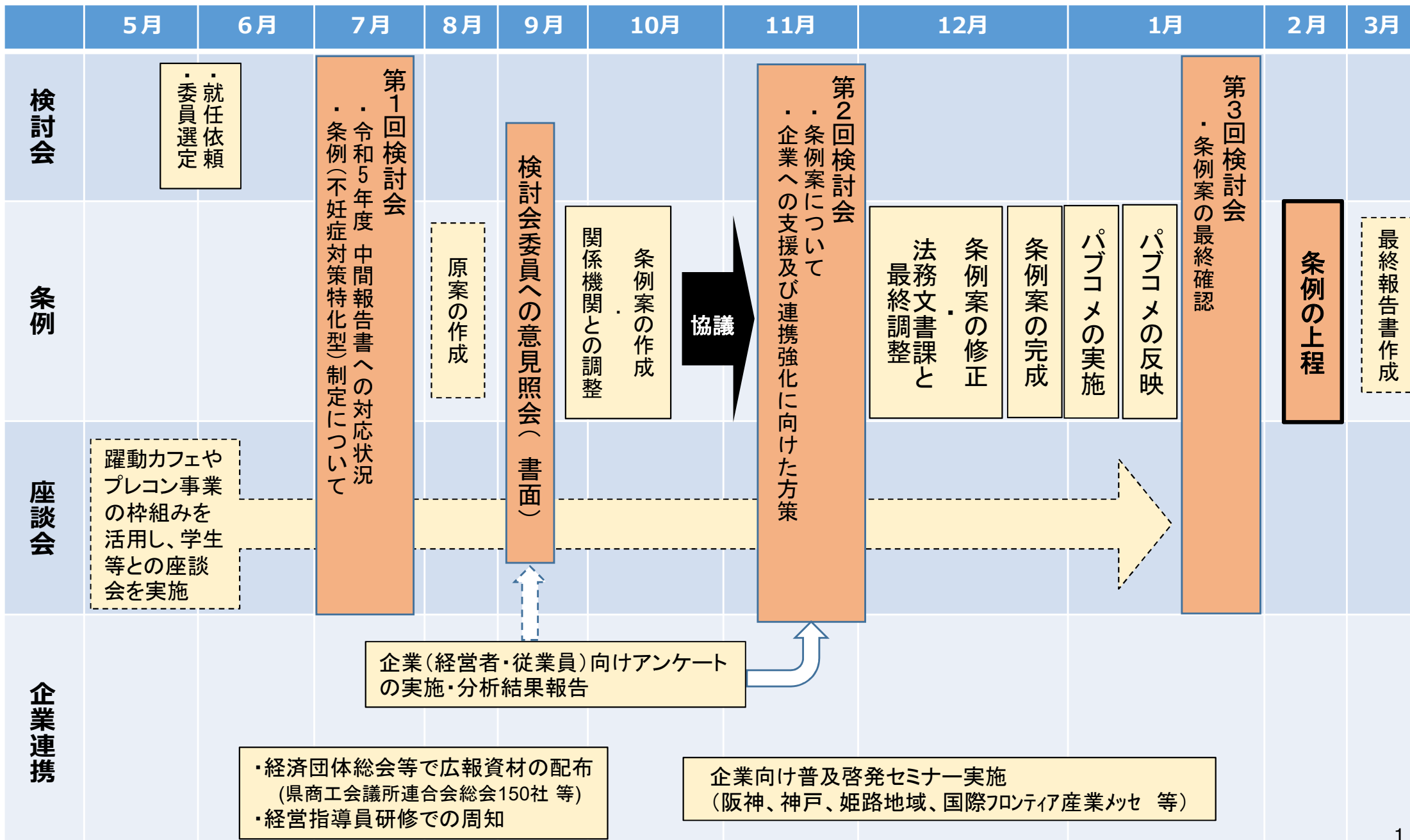
今後も継続して検討すべき課題の対応方針

資料4-1 別紙

課題①	<p>現在、生殖補助医療実施機関がない圏域においても、生殖補助医療に取り組もうとする医療機関への支援策を引き続き検討すること</p>
考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域間格差をなくすための医療機関の設置には、初期投資が大きく、回収が難しい。 ・ 新規医療施設における医者の確保が難しく、医師を育てる方が必要。 ・ 新たに生殖補助医療実施機関を開設することは困難である。
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関の持続性なども考慮し、当事者への経済的負担の軽減や不妊・不育専門相談により対応する。
課題②	<p>不妊治療と仕事の両立ができるよう、生殖補助医療実施機関の診療時間帯拡充に向けた支援を検討すること。</p>
考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 時間帯の拡充をしなくても受診できていた患者に影響が出る可能性がある。 ・ 両立にむけてはまず職場の理解を求め、休みやすい職場環境をつくる必要がある。 ・ 医師確保も難しく、医師の働き方改革と逆行してしまう恐れがあるので、医療機関に診療時間帯拡充の対応を求めることは困難である。
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師の働き方改革も考慮し、セミナーや普及啓発により職場の理解促進を図り、働きながら治療を受けることができる職場づくりを推進する。
課題③	<p>今後の国の動向を踏まえながら、女性の多様な生き方を支援するための卵子凍結について検討すること</p>
考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 妊娠を希望する方が働きながらも不妊治療が可能であるなどの社会づくりが大切である。 ・ 晩産化、晩婚化を助長する恐れがあり、不妊治療支援とは方向性が異なる。
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他府県の実績では結婚していない方が9割を超えているなど晩婚化・晩産化を助長する可能性もあることから、プレコンセプションケアの推進や仕事との両立支援に注力する。

令和6年度検討会等スケジュール（案）

年間スケジュール



企業（経営者・従業員）向けアンケートの実施

企業・従業員へのアンケートの実施により、不妊治療を行っている従業員への支援・取組状況やそれらを実施する上での課題、行政への要望等を把握するとともに、不妊治療と仕事の両立を図るための今後の支援策の検討に活用する。

スケジュール

調査会社により実施中（8月調査レポート受領予定）

アンケートの概要

【企業向け】

対象：県内企業（目標有効回答数150社程度）

No	項目	質問の概要
1	基本情報	役職、企業規模（人）、男女の構成比、業種
2	支援・取組状況等	・不妊治療を行っている従業員の有無 ・不妊治療に関する支援・取組状況 ・従業員への普及啓発の実施状況
3	相談実績	従業員からの相談の有無及びその内容
4	両立を図る上での課題	両立を図る上での困難なことや課題
5	行政への要望	行政への要望
6	県の情報発信	県HPでの情報発信の認知度
7	協力依頼	事例・課題等のヒアリング依頼

【従業員向け】

対象：県内で働く20代～40代の男女（目標有効回答数1,000人程度）

No	項目	質問の概要
1	基本情報	性別、年齢、住まいの地域
2	不妊治療の経験	・不妊治療の経験の有無、治療内容 ・不妊治療の上司等への相談状況 ・不妊治療と仕事の両立状況
3	不妊治療に係る実態	不妊治療の実態に係る認知状況
4	両立のための制度・取組	不妊治療と仕事の両立を進めるための制度・取組
5	行政への要望	行政への要望

不妊症対策特化条例の制定に向けて

I 社会的背景（現状）

（少子高齢化・晩産化の進行）

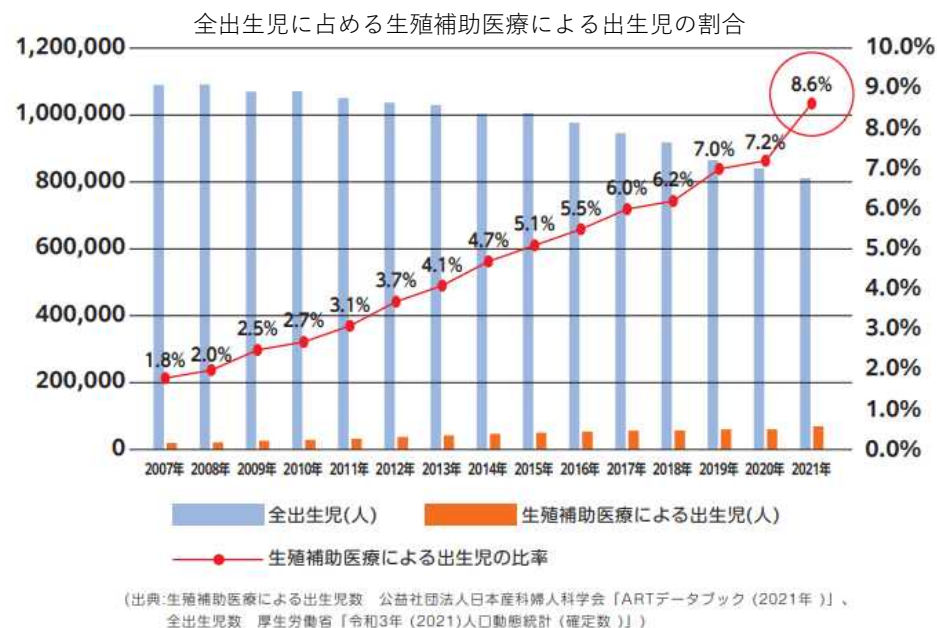
生産年齢人口は1995年をピークに減少し、2023年の出生数は過去最低を更新。第一子の平均出産年齢は30才を越えており、加齢による妊娠・出産リスクの上昇が懸念される。

（生殖補助医療の浸透）

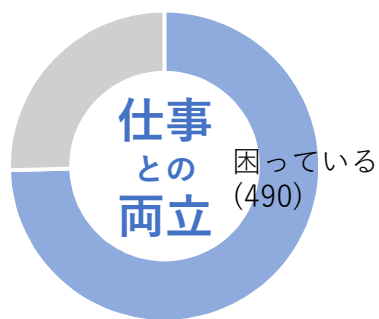
2022年4月から体外受精などの生殖補助医療を含む不妊治療が保険適用となった。全出生児(2021年)のうち、約12人に1人が生殖補助医療により誕生している。

（医療機関の立地）

県内においては、生殖補助医療を実施している医療機関の約9割が神戸・阪神地域に集中している。

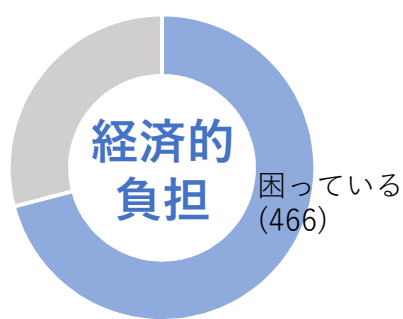


不妊治療支援実態調査（R5.7兵庫県）

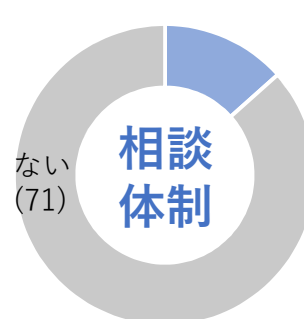


当事者の約7割が
治療と仕事の両立
に困難を抱えている

n = 657

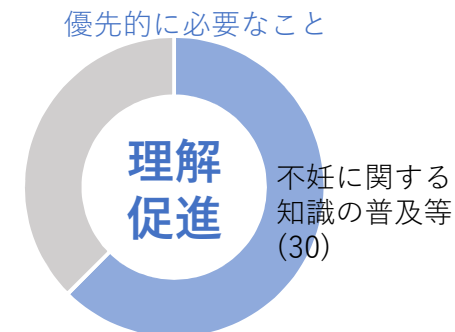


当事者の約7割が
経済的負担が大きい
と考えている



医療機関の約8割は
診療時以外でカウンセリング等の
相談体制がない

n = 82



医療機関の約6割が理解促進に向け
不妊に関する知識の普及
が優先的に必要だと考えている

n = 48

不妊症対策特化条例の制定に向けて

II 解決すべき課題

(1) 安心して不妊治療を受けることのできる環境の整備

経済的負担の軽減、仕事と治療の両立、周囲の理解促進など様々な要因を踏まえ、一人ひとりが「安心して」治療を受けることのできる環境を整備する必要がある。

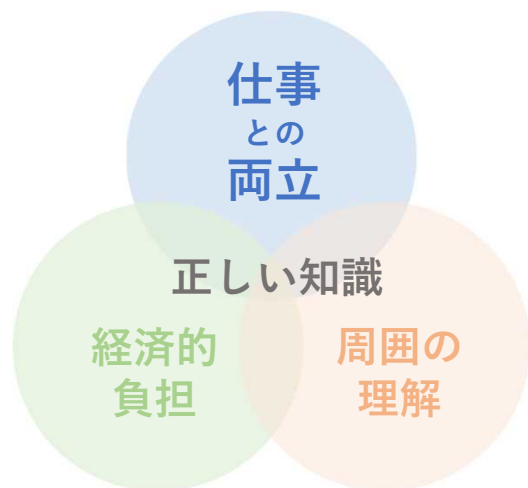
(2) ニーズに応じた継続的・体系的な取り組みの推進

今後ますます生殖補助医療のニーズは高まることが見込まれる。日進月歩の医療技術を踏まえ、持続可能な施策を効果的・効率的に実施していく必要がある。

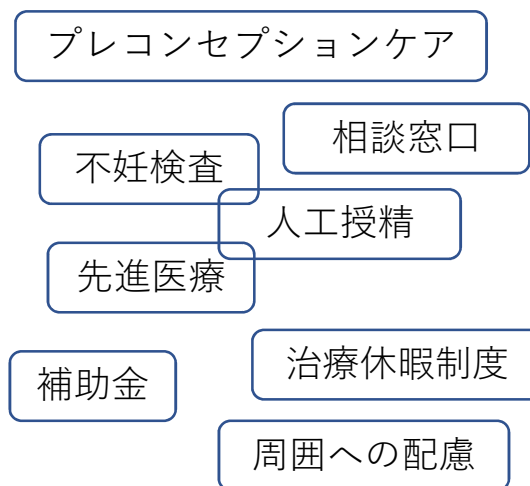
(3) 不妊に不安を覚える方の減少

若者が妊娠等の正しい知識を踏まえたライフプランを立てることができ、将来、自身やパートナーが妊娠を希望する際に、いまの自分に見合った選択をすることができることが大切である。

「安心」のバランスは
人によって異なる



必要な治療や支援も
人それぞれ異なる



関係者が求められる役割に
ひとつひとつ取り組む



不妊症対策特化条例の制定に向けて

III 条例制定の方針

令和5年度不妊治療支援検討会の中間報告書において提言された、兵庫県で安心して不妊治療を受けられる体制整備を継続的に推進するための枠組みとして、不妊症対策に特化した条例を制定し、課題解決に向けた基盤を強化する。

IV 条例制定の目的（考え方）

- (1) **基本姿勢の見える化**・・・当事者に寄り添った環境を整備するため、県としての基本姿勢を明確化
- (2) **共通意識の醸成**・・・関係者（県民、企業、医療関係者、行政）それぞれに求められる役割を整理
- (3) **施策の実効性を担保**・・・条例として明文化することで継続的・体系的な取組みを推進

V 条例の構成（案）

項目	内容	補足
前文	不妊の現状と条例策定趣旨	
第1章 総則	条文用語の定義、基本方針、県・市町・医療関係者・事業者・県民の責務、	罰則規定なし
第2章 不妊症の予防及び早期発見の推進、不妊治療の充実等	不妊症の予防、不妊症の早期発見、不妊治療の充実	} 予防～発見～治療と体系的に取り組む項目として整理
第3章 安心して暮らせる環境の整備	不妊症患者等の相談機能の強化、治療と就労の両立の推進、プレコンセプションケアの推進	
第4章 不妊症対策に関する施策の推進	施策の具体化に向けた取組み	関係計画への位置づけ
第5章 雑則	行財政上の措置等	
附則	施行期日	令和7年4月1日

【参考】不妊症対策 関係法令（抄）

次世代育成支援対策推進法

（平成十五年法律第百二十号）

（第一条）次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

成育基本法

（平成三十年法律第百四号）

（第一条）成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進することを目的とする。

少子化社会対策基本法

（平成十五年法律第百三十三号）

（第一条）少子化に対処するための施策を総合的に推進し、もって国民が豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（第五条）事業主は、子どもを生み、育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるよう、国又は地方公共団体が実施する少子化に対処するための施策に協力するとともに、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

（第十三条第二項）国及び地方公共団体は、不妊治療を望む者に対し良質かつ適切な保健医療サービスが提供されるよう、不妊治療に係る情報の提供、不妊相談、不妊治療に係る研究に対する助成等必要な施策を講ずるものとする。

こども基本法

（令和四年法律第七十七号）

（第一条）こども施策を総合的に推進することを目的とする。

行動計画策定指針

（平成二十六年十一月二十八日）

【都道府県行動計画】
（学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実）
妊娠前から、妊娠・出産・育児に関する正しい知識を得られるなどの健康行動が求められる
（不妊に悩む方に対する支援充実）
不妊に関する医学的な相談や不妊による心の悩みの相談等を行う不妊専門相談センターの整備を図るとともに、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療への経済的支援を行うことが望ましい。

【一般事業主行動計画】
（不妊治療を受ける労働者に配慮した措置の実施）
働きながら不妊治療を受ける労働者が不妊治療のための時間を確保できるようにするため、不妊治療のために利用することができる休暇制度の導入その他の措置を講ずる。

成育医療等基本方針

（令和三年二月九日）

（生涯にわたる保健施策）
・男女を問わず、相談支援や健診等を通じ、将来の妊娠のための健康管理に関する情報提供を推進するなど、プレコンセプションケアに関する体制整備を図る。
・男女を問わず、不妊治療や不育症治療に関する情報提供や相談体制を強化

こども大綱

（令和五年十二月二十二日）

（妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保）
・不妊症や不育症、出生前検査など妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化を図る。
【こどもまんなか実行計画2024（令和六年五月三十一日）】
・不妊症・不育症に関する広報・啓発を継続的に実施し、不妊症や不育症に関する国民の理解を深め、治療を受けやすい環境整備を推進する。

一般事業主
行動計画

県行動計画

基本方針を
踏まえた県
計画

県こども
計画

ひょうご
子ども・子育て
未来プラン